

◆夜間営業の飲食店等を支援◆

山形県飲食業等緊急支援給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染者の急増による自粛ムードの広がりから、これまでになく厳しい経営状況にある、酒類を提供する夜間営業の飲食店等に対して、年末年始を乗り越えて事業継続できるよう県独自の給付金を緊急に給付します。

対象事業者

- ①酒類を提供する夜間営業の飲食店 ② 運転代行業

【対象に追加】

◎ホテル内にテナントとして入居する飲食店

要件：①食品衛生許可証がある

②飲食店としての会計が独立している

給付額

- ① 1事業者あたり 20万円
② 県内で複数店舗を経営する事業者 30万円
※単独店舗でも従業員数が6名以上の事業者は 30万円

対象要件

- ① 県内に本社又は本店を置く中小企業・小規模事業者及び個人事業主
② 通常営業で夜9時以降も営業していること（飲食店の場合）
③ 酒類を提供していること（飲食店の場合）
④ 10月・11月・12月のいずれかの売上が前年同月比で30%以上減少したこと
⑤ 新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドラインによる対策を実施していること
⑥ 今後も事業を継続すること

申請受付期間：令和2年12月21日(月)～令和3年2月26日(金)必着

申請方法：各地域の県総合支庁地域産業経済課へ郵送